安城市監査公表第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき 監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年11月21日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 大 屋 明 仁

第1 監査の種類

定例監査

第2 監査の対象及び期間

市民生活部アンフォーレ課 令和7年9月5日から10月29日までこども健康部健康推進課 令和7年9月5日から10月29日まで

第3 監査の方法

安城市監査基準に準拠し、市民生活部アンフォーレ課及びこども健康部健 康推進課から提出された諸帳簿及び証拠書類等を調査し、関係職員の説明を 聴取するとともに、前回の定例監査での留意事項等が処理されているかにつ いても注意を払って実施した。

第4 監査の方針

令和7年8月末日までの令和7年度の予算執行事務及び委託契約等の執行 事務が適正に行われているか、また、備品の保管及び財産の管理が良好に行 われているかについて監査した。なお、必要に応じて対象期間外のものも監 査した。

第5 監査の結果

監査を実施した範囲において、財務事務の執行状況は「おおむね適正に処理されている」と認められた。